

フルハーネス型安全帯使用作業特別教育開催のご案内

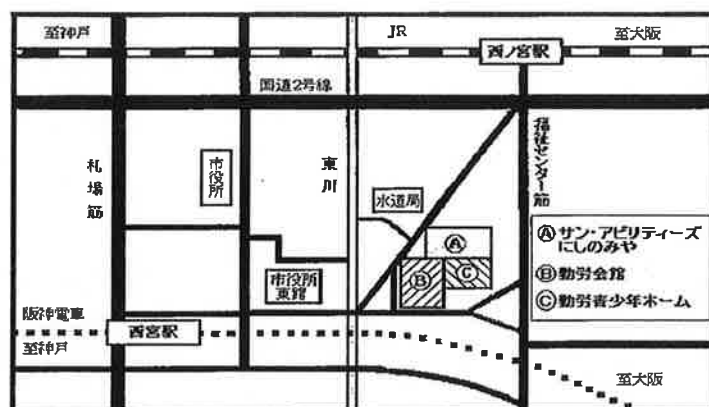
(6時間教育)

労働安全衛生規則の一部が改正され、平成31年2月1日以降「高さが2m以上の箇所において作業床を設けることが困難なところで墜落制止用器具のうちフルハーネス型安全帯を使用して業務を行う場合」は「フルハーネス型安全帯使用作業特別教育」を受講しなければなりません。

当会では厚生労働省告示249号に示された教育カリキュラムの特別教育を下記により実施します。

記

- 開催日時 6時間教育 平成31年4月23日(火) 9:40~16:55
※9:30より受付
- 場 所 西宮市立勤労会館4階第8会議室 (西宮市松原町2-37)
会場への来場は公共交通機関をご利用ください。



- 受講対象 18歳以上
- 受講料 *6時間 会員 8,000円 ・ 非会員 10,000円 (消費税・テキスト代込)
- 定 員 80名
- 申込方法 申込用紙に記入の上、受講料を添えてお申込ください。
尼崎労働基準協会ホームページから申し込み可能。
- そ の 他
 - 研修終了後、修了証を交付致します。
 - お申込後の取消し及び次回への変更はできません。また、一旦納入された受講料は返金できませんので日程等確認ください。
 - 各受講者の個人情報、当協会が安全に管理し、本教育の目的以外には使用いたしません。